

令和7年8月15日

組合員・利用者 各位

石川かほく農業協同組合
代表理事組合長 西川 一郎

不祥事発生のお詫びについて

平素より、当組合の事業につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。この度、誠に遺憾ながら当 JA におきまして、職員による定期貯金解約金着服および共済借名契約締結事案が判明いたしました。

当 JA は、本件を厳粛に受け止め、深く反省するとともに組合員をはじめ利用者の皆様ならびに関係者の皆様に心よりお詫び申し上げます。ご迷惑をおかけした利用者様への対応と、当 JA に関係するすべての皆様に対して、信頼を回復すべく、不断の努力を行っていく所存です。

当 JA では、令和7年7月に本件を不祥事案として把握した後、全容解明に向けて、調査を開始しております。

まだ調査中の部分がございますが、迅速に皆さまに情報をお伝えするために、現時点で判明している内容につき、以下、ご報告いたします。

関わった職員は、元支店複合渉外担当職員(30代)です。現在、発覚している不祥事の実行された期間は、令和5年4月から令和5年7月までの4ヶ月間です。

着服額は約740万円となっており、被害者に対しては、事実関係を説明して被害額を弁済しております。

(1) 発覚の端緒

令和7年6月に顧客からの定期貯金の残高照会により発覚。

(2) 手口

顧客の定期貯金を解約する際、解約伝票を複数記入させ、他の定期貯金を解約し着服したものを。

(3) 動機

生計費および借名契約(親族等)の共済掛金に充てるためと考えられ、現在調査中。

なお、今後、第三者の専門家による特別調査委員会を設置し、原因究明・再発防止策の策定・調査報告書の作成を行う予定です。

以上

【お問い合わせ先】

J A 石川かほく本店 総務部

住 所：河北郡津幡町字清水チ329

TEL：076-288-3331 (担当：木村)